

(特定区域及び特例面積の基準)
第五条 法第十七条の五十四第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 特定区域は、次のいずれれにも該当するものであること。

イ 当該特定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

ロ 当該特定区域の位置及び規模からみて、当該特定区域内において農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号に規定する面積(北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう)未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

二 法第十七条の五十四第四項に規定する特例面積は、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積であること。
者) (地域再生協議会の構成員として加える者)

第六条 法第十七条の五十七第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(地域農林水産業振興施設(法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。))の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当

(新設)

者) (地域再生協議会の構成員として加える者)

第三条 法第十七条の三十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(地域農林水産業振興施設(法第五条第四項第十一号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。))の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当

該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。)のほか、次に掲げる者とする。

一・二 (略)
(地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等)

第七条 法第十七条の五十七第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項
イ 法第五条第四項第十三号に規定する事業の目標
ロ 〆ホ (略)

二・三 (略)
2 認定市町村は、法第十七条の五十七第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一 〆五 (略)
(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)

第八条 法第十七条の五十七第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 〆七 (略)

該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。)のほか、次に掲げる者とする。

一・二 (略)
(地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等)

第四条 法第十七条の三十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項
イ 法第五条第四項第十一号に規定する事業の目標
ロ 〆ホ (略)

二・三 (略)
2 認定市町村は、法第十七条の三十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一 〆五 (略)
(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)

第五条 法第十七条の三十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 〆七 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。